

令和5年度独立行政法人国立女性教育会館契約監視委員会（第1回）議事概要

1 開催日

令和5年10月17日（火）

2 場所

独立行政法人国立女性教育会館

3 契約監視委員

出席者：市川 拓郎 委員（雀ノ森法律事務所 弁護士）
伊藤 公雄委員長（国立女性教育会館 監事）
長内 温子 委員（国立女性教育会館 監事）
金井 千尋 委員（金井千尋公認会計事務所 公認会計士）
（敬称略・五十音順）

4 議事の概要等

（1）前回議事の確認について

前回議事録（案）及び議事概要（案）を事務局から提示し、全会一致で承認された。

（2）令和5年3月15日～令和5年9月30日までに締結した契約について（一般競争入札における契約：5件、随意契約：5件）

期間中の一般競争入札における契約および随意契約について事務局からの説明に基づき、それぞれ点検が行われ、下記事項について、事務局から報告とそれに対する指摘があった。

（事務局からの報告事項）

令和5年9月に不動産鑑定業務を随意契約で締結した。調達等合理化計画により「新たに随意契約を締結する場合、事前に監査室により内部監査を受けること」と定められているが、業務の緊急性・機密性が高いことから、監査室への報告は実施せず、監事への事後報告にとどめたことを説明。

（指摘事項）

緊急性・機密性があったとはいえ、事前に報告は必要であった。今回の件について、報告書を作成し、今後の対応について検討すること。

（3）今後の契約予定について

令和5年10月1日～令和6年3月31日までの一般競争入札予定（6件）について事務局からの説明を行い、その結果、特段の指摘はなかった。

（4）令和4年度調達等合理化計画自己評価について

令和4年度調達等合理化計画自己評価（案）について事務局から説明を行い、その

結果、特段の指摘はなかった。

5 委員会からの意見の具申又は勧告内容

今後、新たに随意契約を締結する場合は、事前に監査室により内部監査を受けること。やむを得ない事情がある場合には、事前に理事長の承認を得たうえで、監事に協議すること。